

資料提出書（軽微な変更）

- 以下のような場合に提出をしてください。
 - ・ 「製造所等において行われる工事に係る変更許可等の取扱いについて」（平成14年3月29日付け消防危第49号。）の運用において**資料の提出を要する軽微な変更工事に該当する工事を行う場合。**

● 添付書類

- ・ 構造設備明細書
- ・ 工事関係書類、図面等
- ・ 工事計画書
- ・ 安全対策書

● 届出時期

工事を要する日の7日前まで

● 問い合わせ先

高崎市等広域消防局予防課危険物係

電話 027-324-2214 （土・日・祝日を除く、9時から17時）